

別記様式第5号の1

指定地域から日本に輸入される犬等の輸入に関する手引書(最終更新 2012年1月)

農林水産省 動物検疫所

指定地域:台湾、アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアム

(2012年1月20日現在)

(注)2012年1月1日にアイルランド、スウェーデン及び英国(グレートブリテン及び北アイルランドに限る。)が、2012年1月20日にノルウェー(スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。)が指定地域から削除されました。削除日以降にこれらの国から犬、猫等を輸入する場合は、指定地域以外の条件となります。

なお、2012年1月1日<sup>(注)</sup>から7月31日までは、一定の条件を満たす犬、猫については、暫定措置が検討されますので、動物検疫所までお問い合わせください。

(注:ノルウェーは2012年1月20日から)

日本に輸入される犬・猫・きつね・あらいぐま・スカンク(以下、犬等)は、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法(犬のみ)に基づく輸入検疫を受ける必要があります。条件を充たして日本に到着した犬等の係留期間は、12時間以内です。条件を充たしていない犬等は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日以内)の係留検査を受けることになります。犬等は検査の結果、返送又は処分されることがあります。

本手引書は、上記の対象地域から輸入される犬等に必要な事前の処置及び手続きの詳細、日本到着時の輸入検疫等について記しています。

犬等:犬、猫、きつね、スカンク、あらいぐま(対象となる動物種の詳細は6参照)

輸出国政府機関の証明書:本手引書に沿って、輸出国政府機関が発行する証明書を取得しなければなりません。日本の推奨様式(Form A、Form B、ANNEX)を使用することをお勧めします。Form A、Form BとANNEXは、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます(詳細は1(4)(5)参照)。

## 目次

1. 輸入前の準備
  - (1) マイクロチップの装着
  - (2) 事前届出書の提出
  - (3) 届出受理書
  - (4) 出国前の臨床検査
  - (5) 輸出国政府機関の証明書の取得
  - (6) 輸送
2. 推奨される処置等
  - (1) 予防注射
  - (2) 寄生虫の駆除
  - (3) 輸送ケージ
  - (4) 到着予定の連絡
  - (5) 輸送、係留に適する健康状態
3. 輸入検疫
  - (1) 到着時の検査
  - (2) 係留検査
4. 輸入者の責務
5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧
6. 対象となる動物種
7. 日本から海外(指定地域)に直接輸出された後に帰国する犬等

日本に到着した犬等の係留期間が 12 時間以内となるための条件は、次の1を全て満たしていることです。1を満たしていない犬等は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180 日以内)の係留検査を受けることになります。また検査の結果、返送又は処分されることがあります。

## 1. 輸入前の準備

次の(1)及び(4)については、輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。犬を輸入しようとする方(以下、輸入者)は、あらかじめ日本の推奨する証明書様式(Form A、Form B)を入手し、処置を行った獣医師に必要事項を記載してもらい、最後に輸出国政府機関の裏書きを取得する方法を勧めます。証明書の推奨様式は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。

### (1) マイクロチップの装着

国際標準化機構(ISO)11784 及び 11785 に適合するマイクロチップを犬等に装着します。装着部位は使用説明書に従い、装着後は確実にマイクロチップが入っていることを確認してください。また、出国前の臨床検査時には、必ず読み取り機でマイクロチップ番号を読みとり、個体を確認してください。既に入っているマイクロチップや装着したマイクロチップがISO11784 及び 11785 規格以外の場合は、輸入者は自ら適合する読み取り機を用意し、マイクロチップ番号を確認できるようにしてください。なお、一部のISO 規格以外のマイクロチップについては、動物検疫所において読取り可能な場合もありますので、事前に到着予定港の動物検疫所にお問い合わせください。

輸出国政府機関の証明書には、マイクロチップ番号が記載されなければなりません(1(5)参照)。日本到着時の輸入検査でマイクロチップ番号が確認できない又はマイクロチップ番号が輸出国政府機関の証明書と照合できない動物は、180 日間の係留検査となります。マイクロチップ番号を含め、何れの方法でも輸出国政府機関の証明書との照合ができない犬等は、輸出国政府機関の証明書がないものとして返送となります。

### (2) 事前届出の提出

動物を搭載した船舶又は航空機が日本に到着する日の 40 日前までに、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所に「届出書」(犬は「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書」、その他は「狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書」)を Fax 又は郵送にて提出してください。変更あるいは追加情報がある場合は、「変更届出書」を提出してください。「届出書」と「変更届出書」は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。係留検査の予定について、動物検疫所が輸入者に問い合わせることがあります。届出書には、連絡先(電話番号、ファクシミリ、電子メールアドレス)を明記してください(主要空港(港)を管轄する動物検疫所は、5を参照)。

なお、日本到着後に 12 時間を超える係留検査となる予定で、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所の係留施設以外での係留を希望する場合は、届出書提出時にお知らせください(係留施設の所在地は、3(2)参照)。

### (3) 届出受理書

届出書が受け付けられると、動物検疫所から輸入者に対し、「動物の輸入に関する届出受理書」が交付されます。受理書は Fax、電子メール又は郵送にて届出者に送付されます。届出者以外への送付を希望する場合は届出書提出時にお知らせください。

犬等の輸入検査申請時に、受理書に付される受理番号が必要となりますので、必ずご確認ください。  
また、犬等の搭載時に、受理書を航空会社等に提示してください。

#### (4) 出国前の臨床検査

出国前(できる限り搭載前2日以内)に、狂犬病(犬は、狂犬病とレプトスピラ症)にかかっていない又はかかっている疑いがないかどうか、獣医師による臨床検査を受けてください(1(5)参照)。

#### (5) 輸出国政府機関の証明書の取得

輸出国政府機関が発行する証明書を取得し、日本到着時に動物検疫所に提出しなければなりません。証明書が処置を行った民間の獣医師により署名されている場合、輸出国政府機関の裏書き(公的機関の獣医師のサインと公印、所属機関名、サインした日付)がなければ、日本到着時に証明書として認められませんのでご注意ください。証明書は、日本の推奨様式(Form A、Form B)を使用することをお勧めします。証明書の推奨様式は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます。

#### 【証明書の主な記載事項】

- ① マイクロチップ番号(規格、番号、装着年月日、装着部位)
- ② 輸出国において、過去180日間(若しくは出生以来)飼養されていたこと、又は日本から輸出された後、指定地域のみで飼養されていたこと
- ③ 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)
- ④ 輸出国には、過去2年間狂犬病の発生がなかったこと
- ⑤ 狂犬病以外の予防注射、寄生虫の駆除(注射・処置年月日、注射・処置した獣医師の住所・氏名、ワクチンの有効免疫期間、製品名)
- ⑥ 輸送ケージの封印番号(1(6)参照)

※ 日本到着前、輸出国で飼養されていた期間が180日間未満の犬等

輸出国に入国した日付及びそれ以前に滞在していた国(地域)名が、輸出国政府機関の証明書に明記されていなければなりません。それ以前に滞在していた国(地域)が指定地域でなければ、犬等は日本到着後、180日の不足期間を動物検疫所の施設で係留されます。詳細は、「動物の輸入に関する届出書」の提出時に動物検疫所にお問い合わせください。

#### (6) 輸送

犬等は、輸出国で航空機または船舶に搭載し、直行便(船舶の場合は、日本に到着するまで他の港に寄港しない便)で輸送してください。このような犬等の輸送ケージは、必ずしも封印される必要ありませんが、輸送中は犬等を他の人や狂犬病の感受性動物に接触させないようにしてください。

直行便を利用できない犬等は、輸送ケージの封印あるいは輸送に関する追加証明(ANNEX)が必要となります。次の何れかにより輸送してください。なお、ケージを封印した場合、シール番号あるいはマーク等が輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。追加証明(ANNEX)の推奨様式は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。

ア 輸出国から第3国(指定地域以外)の空港(港)まで陸送され、航空機または船舶に搭載される場合  
輸送ケージは輸出国を出る前に必ず封印されなければなりません。さらに搭載時には、封印が破損していないことについて動物検疫機関、税関又は航空会社等に証明してもらってください。

イ 輸出国で航空機に搭載され、第3国(指定地域以外)の空港で異なる航空機に載せ替えられる場合  
輸出国を出る前に輸送ケージを封印するか、または、載せ替えた空港名及び犬等が空港外に出ていないことについて動物検疫機関、税関又は航空会社等に証明してもらってください。

ウ 輸出国から出港し、第3国(指定地域以外)に寄港する船舶で輸送される場合  
輸出国を出る前に輸送ケージを封印するか、または、寄港地名及び寄港地において犬等が船外に出ておらず他の人や狂犬病の感受性動物と接触していないことを船長等に証明してもらってください。

日本到着時、上記のことが確認できない(例えば、封印が壊れている、封印様式が輸出国政府機関の証明書と照合できない、追加証明(ANNEX)で必要な項目が証明されていない等)場合、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日以内)係留されることになります。

## 2. 推奨される処置等

日本に輸入される犬等について以下のことを推奨します。特に、日本到着時に12時間を超える係留検査を受ける犬等は動物の健康管理及び係留施設の衛生管理上、予防注射や寄生虫駆除を実施しておくことを強く勧めます。

### (1) 予防注射

91日齢以上の犬又は猫は、日本到着の30日以前(ワクチンの有効免疫期間内)に次の予防注射を勧めます。

犬:ジステンパー、伝染性肝炎(アデノウイルス2型感染症で可)、パルボウイルス感染症の3種混合  
(パラインフルエンザ、レプトスピラ症、コロナウイルス感染症は推奨)

猫:猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症の3種混合

なお、91日齢未満の動物は、獣医師の指導の下、免疫効果を獲得できる時期・回数で、できる限り接種をするようにしてください。

### (2) 寄生虫の駆除

出国前(搭載前4日以内)に次の寄生虫駆除を勧めます。

外部寄生虫:ダニ・ノミに効果のある薬剤で処置し、輸出時の臨床検査においてダニやノミの寄生を認めないことを確認してください。内部寄生虫:線虫類・条虫類に効果のある薬剤を投与してください。

### (3) 輸送ケージ

犬等に苦痛を与えず、逃亡を防ぎ、安全に輸送されるため、次のことを勧めます。

- ・ 動物はできる限り1頭毎に個別の輸送ケージに入れる。

- ・ 輸送ケージは国際航空運送協会 (IATA) に準じ、動物が自由に立つ・座る・寝る・回転することができる大きさとし、換気に十分な通気穴を有するものとする。また、通気穴や金網部から動物の鼻先や手足が出ることがなく、逃亡防止の機能を持った構造とする。

#### (4) 到着予定の連絡

到着時の手続を迅速に行うために、日本到着の 4 日前から前日までに、事前届出の受理番号、搭載便(船)名、到着予定空港(港)、到着予定時刻を、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所へ電話、ファクシミリ又は電子メールで連絡してください。

#### (5) 輸送、係留に適する健康状態

次の犬等は、輸送、係留に適さないので輸入を勧めません。やむを得ず輸入する場合は、事前に輸送及び係留検査に耐えうるか、かかりつけの獣医師と相談してください。

- ・ 幼齢、老齢のもの
- ・ 妊娠中や授乳中のもの
- ・ 既往症がある、病弱、投薬中(寄生虫駆除薬は除く)あるいは負傷しているもの 等

### 3. 輸入検疫

#### (1) 到着時の検査

輸入者は、犬等が日本に到着したら速やかに、到着空港(港)を管轄する動物検疫所に輸入検査申請書を提出し、輸入検疫を受けなければなりません。この際、輸出国政府機関の証明書及びその他の必要書類を提出してください。動物検疫所の家畜防疫官が、書類審査及び犬等の確認を行います。個体識別がなされ、証明書の記載事項により条件を充たしていることが確認された犬等の係留期間は 12 時間以内となり、通常は短時間で検査が終了します。条件をすべて充たしていない又は充たしていることが確認できない場合は動物検疫所の施設で係留検査を受けることになります(180 日以内)。

#### (2) 係留検査

係留検査は、動物検疫所の係留施設で他の動物から隔離されて行われ、狂犬病にかかっているかについて検査します。必要に応じて精密検査を行います。係留期間及び場所は動物検疫所から指示されますが、到着空港(港)以外の動物検疫所での係留を希望する場合は、「届出書」提出時にお知らせください。

係留検査は動物検疫所が行います。しかし、例えば到着空港(港)から係留施設までの輸送、係留中の飼養管理、獣医の往診、犬等の返送・放棄・処分とその費用は、全て輸入者の負担になります。飼養管理は管理業者等に委託することができます。横浜本所、成田支所、中部空港支所、関西空港支所の係留施設には管理業者が常駐しています(平成 23 年 4 月現在)。これ以外の施設で係留検査を受けられる場合は事前に委託する業者を準備してください。

係留室の広さや施設環境、入退場の規制などは各施設によって異なります。これらのことについては次の動物検疫所にお問い合わせください。

#### 【係留施設が整備されている動物検疫所(及び最寄りの空港(港))】

成田支所<sup>☆</sup>(成田国際空港)、羽田空港支所(東京国際(羽田)空港)、関西空港支所<sup>☆</sup>(関西国際空港)、

中部空港支所<sup>☆</sup>(中部国際空港、名古屋港)、沖縄支所(那覇空港、那覇港)、北海道出張所(新千歳空港、苫小牧港)、福岡空港出張所(福岡空港、博多港)、鹿児島空港出張所(鹿児島空港、鹿児島港)、動物検疫所<sup>☆</sup>(横浜本所:京浜港、東京国際空港)、神戸支所(神戸港)、大阪出張所(大阪港)、門司支所(関門港)

☆は管理業者が常駐している係留施設

#### 4. 輸入者の責務

日本到着時及び係留期間中の検査を除き、輸出国での検査・処置、書類の準備、犬等の輸送、日本到着時の輸入検査申請手続き、係留検査中の犬等の飼養管理、民間獣医師による診療、検査終了後の手続き、犬等の引取り、犬等の返送・処分等は、輸入者の責任と負担において行われます。また、民間獣医師による診療は往診のみにより行われます。輸入者は、これらのことを了承した上で、犬等を輸入してください。

#### 5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧(2011年4月現在)

主な空港(港)と管轄する動物検疫所は次表のとおりです。

所名	輸入空港(港)	電話	ファクシミリ	電子メール
横浜本所(動物検疫課)	京浜港	045-751-5921	045-751-5951	y-dobutu@aq.s.maff.go.jp
北海道出張所	苫小牧港、 新千歳空港	0123-24-6080	0123-24-6091	chitose@aq.s.maff.go.jp
成田支所検疫第1課	成田国際空港	0476-32-6664	0476-30-3011	na-k1@aq.s.maff.go.jp
成田支所検疫第2課	〃	0476-34-2342	0476-34-2338	na-k2@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	0476-32-6655	0476-30-3012	n-kamotu@aq.s.maff.go.jp
羽田空港支所	東京国際空港	03-5757-9752	03-5757-9758	haneda@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	03-5757-9755	03-5757-9760	h-kamotu@aq.s.maff.go.jp
中部空港支所	中部国際空港	0569-38-8577	0569-38-8585	meiku@aq.s.maff.go.jp
名古屋出張所	名古屋港	052-651-0334	052-661-0203	ng-ken@aq.s.maff.go.jp
関西空港支所検疫課	関西国際空港	072-455-1956	072-455-1957	ka-ken@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	072-455-1958	072-455-1959	k-kamotu@aq.s.maff.go.jp
神戸支所	神戸港	078-222-8990	078-222-8994	ko-ken@aq.s.maff.go.jp
大阪出張所	大阪港	06-6575-3466	06-6575-0977	osaka@aq.s.maff.go.jp
門司支所	関門港	093-321-1116	093-332-5858	mo-ken@aq.s.maff.go.jp
博多出張所	博多港	092-262-5285	092-262-5283	hakata@aq.s.maff.go.jp
福岡空港出張所	福岡空港	092-477-0080	092-477-7580	fukuoka@aq.s.maff.go.jp
鹿児島空港出張所	鹿児島空港	0995-43-9061	0995-43-9066	kagosima@aq.s.maff.go.jp
沖縄支所	那覇港	098-861-4370	098-862-0093	oki-ken@aq.s.maff.go.jp
那覇空港出張所	那覇空港	098-857-4468	098-859-1646	naha@aq.s.maff.go.jp

★お問い合わせは緊急の場合を除いて FAX または E-mail でお願いいたします。

## 6. 対象となる動物種(2004年11月現在)

本手引書に記載される輸入条件の対象動物は、次表の動物及びこれらの1代雑種となります。

動物種	科	属	種	学名*
犬	イヌ科	イヌ属	イエイヌ	<i>Canis familiaris</i>
猫	ネコ科	ネコ属	イエネコ	<i>Felis catus</i>
あらいぐま	アライグマ科	アライグマ属	全種	<i>Procyon. sp</i>
きつね	イヌ科	キツネ属	全種	<i>Vulpes. sp</i>
		クルペオギツネ属	全種	<i>Dusicyon. sp</i>
		ホッキョクギツネ属	全種	<i>Alopex. sp</i>
		オオミミギツネ属	全種	<i>Otocyon. sp</i>
スカンク	イタチ科	スカンク属	全種	<i>Mephitis. sp</i>
		マダラスカンク属	全種	<i>Spilogale. sp</i>
		ブタバナスカンク属	全種	<i>Conepatus. sp</i>

※出典 世界哺乳類和名辞典(平凡社、1998年)

## 7. 日本から海外(指定地域)に直接輸出された後、帰国する犬等

日本国内でマイクロチップを装着し、その番号を記載した動物検疫所発行の証明書を取得して指定地域に輸出された犬等が、指定地域に180日間滞在することなく帰国した場合、到着時の係留期間は12時間以内となる場合があります。ただし、出国から帰国まで指定地域以外に滞在していないことの証明が必要です(輸送については上記1(6)参照)。また、帰国の40日前までに、上記1(2)に従って届出書を提出してください。

### 【日本帰国時に必要な書類】

- (1) 日本出国時に動物検疫所が発行した、マイクロチップについて記載されている証明書
- (2) 次の事項を証明した輸出国政府機関が発行する証明書
  - ・ 日本から輸出された後、指定地域のみで飼養されていたこと
  - ・ 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)
  - ・ 輸出国には、過去2年間狂犬病の発生がなかったこと
- (3) 輸送ケージの封印番号、輸送に関する証明書(1(6)参照)